

# その委任状 ちよつと待った!

契約の期間や  
解約時の取り決めは?

安値やサービスは  
保証されますか?

こんな  
お待たなの?♡

キシシシ...  
まいどあり!

んらぢう

安全(保安確保)  
に関する内容の  
確認は大丈夫?

トラブルの  
前に

一切を委任します!!

**「委任」はリスクが伴います!** 弁護士 若林正弘

悪質なブローカー等の解約代行業者が、営利を目的として、消費者に既存のLPガス供給契約の解消を勧誘しています。

弁護士でない者が、報酬を得る目的で「解約事務の代行」を業として行うことは、非併行為として禁止されています(弁護士法72条)。この場合、解約代行の報酬は、依頼者(消費者)ではなく、第三者(新規業者)から得ても非併行為に該当します。

そこで、賢明な消費者として、法秩序をみだす非併行為に加担しないためにも、解約代行業者に「委任状」を渡すことは避けましょう。

**確認を**

社団法人 千葉県エルピーガス協会

# LPガスの取引引きの 基礎知識

LPガスの取引を始める(購入契約をする)ときには、**販売店は「14条書面」(LPガス法第14条に基づく書面)をお客様に交付することが義務付けられています。**

LPガス料金は主に**基本料金と従量料金**で構成されています。

LPガス料金は**自由料金**なので**販売店によって違います**(販売店は料金表または計算方法等を14条書面に記載しています)。

## 「14条書面」のポイント

- ★ **料金制度の内容**  
(基本料金、従量料金には何が含まれているかなど)
- ★ **設備の所有関係**  
(配管や消費機器などの所有者はだれか)
- ★ **修繕や撤去などに関する費用負担方法**  
(費用は誰が負担するのか)
- ★ **保安上の責任**

LPガス容器の取外しには**液化石油ガス設備士の資格が必要で、原則として容器を設置した販売店が行います。**

関係法令: 液化石油ガス法 第38条の2・7・10、法第98条の2第2号、第101条第1号

**液化石油ガス設備士は免状を所持しています。**  
取り外し等工事に際しては**安全のため、提示を求めましょう。**

LPガスの設備はガスメータの出口を境に**供給設備と消費設備に分かれ、所有者や維持管理責任者が異なります。**

販売店を変更する場合、**配管代などの支払い(精算)が必要なことがあります**(契約書や交付書面に記載されています)。

## 消費者団体から一言

千葉県消費者団体連絡協議会副会長  
井上ひろ子氏

## LPガスを安全・安心に使いましょう!

LPガスは、環境負荷が相対的に小さいことから地球に優しい、また、災害時における安定供給に資することからライフラインの復旧活動に期待されているエネルギーです。

LPガスは、自由料金なので勧誘をめぐるトラブルもあるようです。消費者契約法が改正され自己責任が問われる今、一時的な低価格に惑わされることのないよう契約内容を良く聞いて、理解してから契約したいものです。消費者契約法、景品表示法や特定商取引法の一部が改正され、適格消費者団体には、販売業者等が次の行為等を行う場合に差止を請求する権利が認められますので、そのような場合には各市町村の消費者相談窓口にご相談ください。

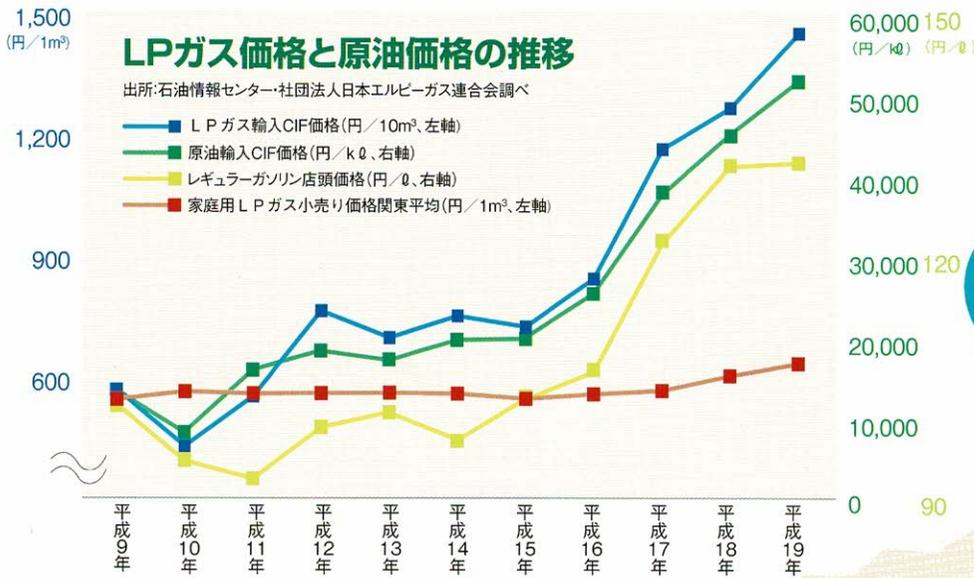
- ① 著しく優良・有利であると誤認される表示
- ② 不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等の不当な勧誘行為
- ③ 著しく虚偽又は誇大な広告
- ④ クーリング・オフを無意味にするような特約又は契約の解除等に伴う損害賠償の額を過大にする特約等を含む契約の締結

LPガスを安全に(正しく)使えば、安心(事故防止)につながります。

LPガス販売店さんが届けてくれる周知パンフレット(あんしん回覧板)には私たちが注意しなければいけないことがイラスト入りで書かれていますので、必ず読んで安全に安心してLPガスを使っていきたいと思います。

# LPガス輸入価格が高騰しています。

LPガスの取り引きの  
基礎知識



格安料金で  
ガス業者の  
変更を勧誘する



## 根拠のない安売り

日本中のガスやガソリンが  
輸入価格の高騰により  
値上げになっているのに  
安く売れるなんて……？

- 大手ガス会社を名乗りながら名刺を渡さない。
- 契約を急がせる。
- 委任状への押印をせまる。

- ガスの料金調査と称する電話による勧誘には注意しましょう。
- 勧誘だけで営業実体のない会社もあります。
- 消費者団体や市民団体を名乗るニセモノも。



### 悪質ブローカーに御用心！

「販売店」は千葉県知事への届出や点検周知、緊急出動等の保安義務が課されています。  
「ブローカー」は解約・契約など取り次ぐことで手数料収入を得ており、自ら保安の義務は負いません。

# ガス切替の 勧誘セールスは

# すぐに決めずに慎重に!

LPガス販売店は、自分にあった販売店を、ご自身の責任で選ぶことができます。今お取り引きしている販売店(現販売店)のガス料金やサービスに不満があるときは、まず現販売店に説明を求めて相談してみるとよいでしょう。

## 訪問セールスの勧誘を受けたら チェックしてみましょう

「格安料金!」などのオイシイ話には思わぬ落とし穴も……。トラブルを防ぐためにも即断即決せずに、まず現販売店との契約内容を確認し、ガス料金だけでなく安全対策やサービス内容についても比較検討したうえで決めるようにしましょう。



「消費者センター」、「〇〇協会」や「NPO法人〇〇」などと公的機関に似た名称を名乗った、電話やはかぎに心あたりはありませんか?

社団法人千葉県エルピーガス協会は、ガス料金などのお客様情報を直接収集したり、ガス会社変更の勧誘電話をすることはありません。

## CHECK

- 名刺を出しましたか?**  
まず社名・名前・身分をチェックしましょう。
- やたらに「大企業」であるとPRしませんか?**  
上場企業であるとウソを言ったり、他の会社の名前をかたるセールスマンがいます。
- 現在の販売店を誹謗したり中傷していませんか?**  
本当にその通りなのか、自分の目と耳で現在の販売店に確かめることが賢明です。
- 複数の社名を使っていませんか?**  
勧誘されたときの社名や書面の社名、また実際にガスを納入する社名が異なっているときは、あなたが知らないうちに他の会社へ、商権として転売されている可能性があります。
- 破格に安い料金ではありませんか?**  
一般より大幅に安い料金で、果たして安全管理や安定供給が維持できるかという疑問があります。
- 安値やサービスは保証されますか?**  
セールスを受けたときに約束した料金やサービスはいつまで保証されるのか確かめましょう。
- 手続きの委任を迫りませんか?**  
すべての手続きの委任を迫ったり、現在の販売店へ連絡させないセールスは要注意。契約違反の責任を負うことになってしまいます。
- 書面の内容を十分確認させないで印鑑を押すように要求しませんか?**  
新たに供給開始を受ける際の書面には、価格や保安点検、解約方法など重要な内容が記されています。しっかり確認することが大切です。
- 現在の販売店に連絡させないことはありませんか?**  
切り替えるとなったら、解約手続きと保安確保のために、お客様が現在の販売店に事前に連絡をすることが必要です。連絡させない場合は要注意です。



LPガスについて  
困ったときは、  
どこに相談すれば  
いいのですか?

エルピーガスお客様相談所や地方自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

千葉県エルピーガスお客様相談所 Tel. 043-246-1579

受付時間9時～17時(土曜・日曜・祝祭日は除く)

<http://www.chibalpg.or.jp/>

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(社)千葉県エルピーガス協会内